

東浦町立地適正化計画に基づく届出の手引き

東浦町

目次

東浦町立地適正化計画による届出制度について.....	1
届出の概要	1
届出の流れ	1
提出部数	1
事前相談・提出先	1
居住誘導区域外における届出について.....	2
②都市機能誘導区域外における届出について.....	4
都市機能誘導区域内における届出について.....	4
届出に必要な書類.....	6
届出様式	8
届出様式の記入例.....	15
届出に関する Q&A	22

東浦町立地適正化計画による届出制度について

【届出の概要】

本町では、都市再生特別措置法に基づく「東浦町立地適正化計画」を令和5（2023）年4月1日に公表しました。

本計画の公表に伴い、居住誘導区域外で、一定規模以上の住宅の建築目的の開発行為や建築等行為を行おうとする場合は都市再生特別措置法第88条の規定により、②都市機能誘導区域外で、誘導施設の建築目的の開発行為や建築等行為を行おうとする場合は都市再生特別措置法第108条の規定により、開発行為等に着手する30日前までに、町長への届出が必要です。また、都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合は、都市再生特別措置法第108条の2の規定により、休止又は廃止する30日前までに、町長への届出が必要です。

【届出の流れ】

町長は届出内容を把握するとともに、必要に応じて申請者に対して立地誘導のための支援措置などの情報提供や、何らかの支障が生じると判断した場合には申請者との調整や、申請者への勧告を行います。

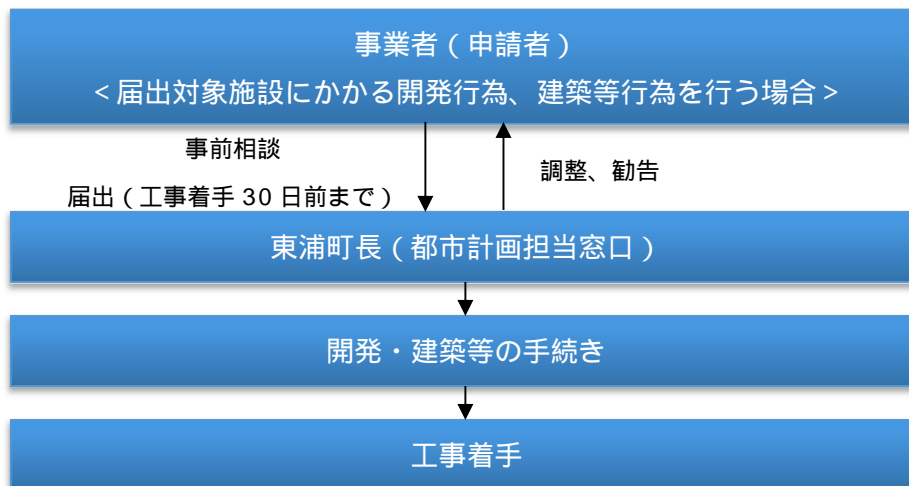


図 手続きの流れ

【提出部数】

届出書類の提出部数は、1部となります。

【事前相談・提出先】

本件に関する事前相談、様式等の提出先は、都市計画担当窓口になります。

〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地（東浦町役場本庁舎 2 階）

TEL 0562-83-3111（代表）






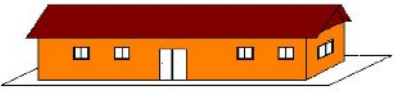




居住誘導区域外における届出について

本届出は、町が居住誘導区域外における住宅等の開発・建築等の行為に関する動向を把握し、今後の施策検討に活用するとともに、必要に応じて居住誘導のための施策に関する情報提供を行う機会を設けるためのものです。

<届出が必要な行為>

【 居住誘導区域外における行為】

居住誘導区域外では、都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定により、以下のような開発行為または建築行為を行おうとする場合には、その行為に着手する 30 日前までに町長への届出が必要です。

開発行為	建築行為
<p>3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為 【例示（ 3 戸の開発行為）】</p> <p> </p>	<p>3 戸以上の住宅を新築しようとする場合 【例示（ 3 戸の建築行為）】</p> <p> </p>
<p>1 戸又は 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で 1,000㎡以上の規模のもの 【例示（ 1,300㎡、 1 戸の開発行為）】</p> <p> </p>	<p>【例示（ 1 戸の建築行為）】</p> <p> </p>
<p>【例示（ 800㎡、 2 戸の開発行為）】</p> <p> </p>	<p>建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合</p>

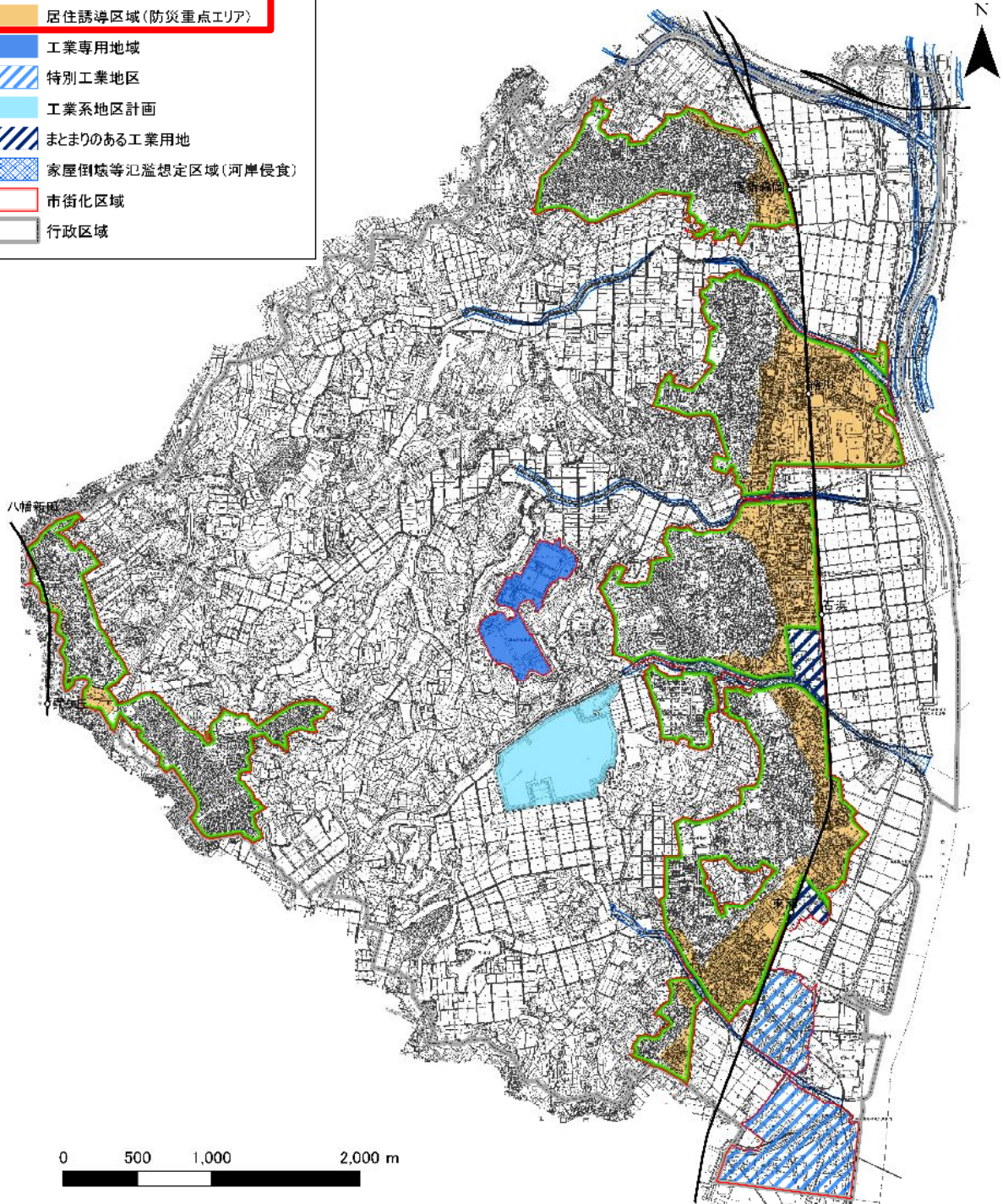
【居住誘導区域】

凡例

- 居住誘導区域
- 居住誘導区域(防災重点エリア)
- 工業専用地域
- 特別工業地区
- 工業系地区計画
- まとまりのある工業用地
- 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)
- 市街化区域
- 行政区域

居住誘導区域(防災重点エリア)

居住誘導区域内には浸水が想定されるエリアもありますが、鉄道駅周辺などの本町の都市構造を形成する主要な地域が含まれることから、浸水が想定されているエリアを重点的に避難対策を講じる町独自の「防災重点エリア」として位置付け、防災・減災に向けて取り組んで行くものとします。



土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域は居住誘導区域から除外（区域変更があった場合は、変更後の区域に準ずる）

詳細は**都市計画担当窓口**にご確認ください。

②都市機能誘導区域外における届出について

都市機能誘導区域内における届出について

本届出は、町が都市機能誘導区域における誘導施設の整備に関する動向を把握し、今後の施策検討に活用するとともに、必要に応じて居住誘導のための施策に関する情報提供を行う機会を設けるためのものです。

<届出が必要な行為>

【②都市機能誘導区域外における行為】

都市機能誘導区域外では、都市再生特別措置法第108条第1項の規定により、誘導施設の開発行為及び建築行為を行う場合には町長への届出が必要です。

開発行為	建築行為
誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為	誘導施設を有する建築物の新築、改築もしくは用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

【 都市機能誘導区域内における行為】

都市機能誘導区域内では、都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定により、誘導施設を休止又は廃止する場合には町長への届出が必要です。

<届出の対象となる誘導施設>

種別	誘導施設			
	JR 緒川駅周辺	:維持型 :誘導型	JR 東浦駅周辺	:維持型 :誘導型
教育施設	大学・短期大学・専修学校 (サテライトキャンパス)	○	大学・短期大学・専修学校 (サテライトキャンパス)	○
文化施設	中央図書館、文化センター、 勤労福祉会館		-	
商業施設	商業施設(店舗面積 10,000 m ² 以上)		-	
行政施設	町役場		-	

:維持型(既に立地している施設の維持を図るもの)

:誘導型(新たに立地を図るもの)

【参考】<届出の対象とならない誘導施設>

にぎわい創出や地域活力に資する施設を地域活性化施設(独自)として以下のとおり設定しています。ただし、届出の対象とはなりません。

種別	地域活性化施設(独自)(届出不要)			
	JR 緒川駅周辺	:維持型 :誘導型	JR 東浦駅周辺	:維持型 :誘導型
商業施設	飲食店等、観光交流施設		飲食店等、観光交流施設	
その他施設	業務施設		業務施設	

【都市機能誘導区域】

図 都市機能誘導区域（JR 緒川駅周辺）

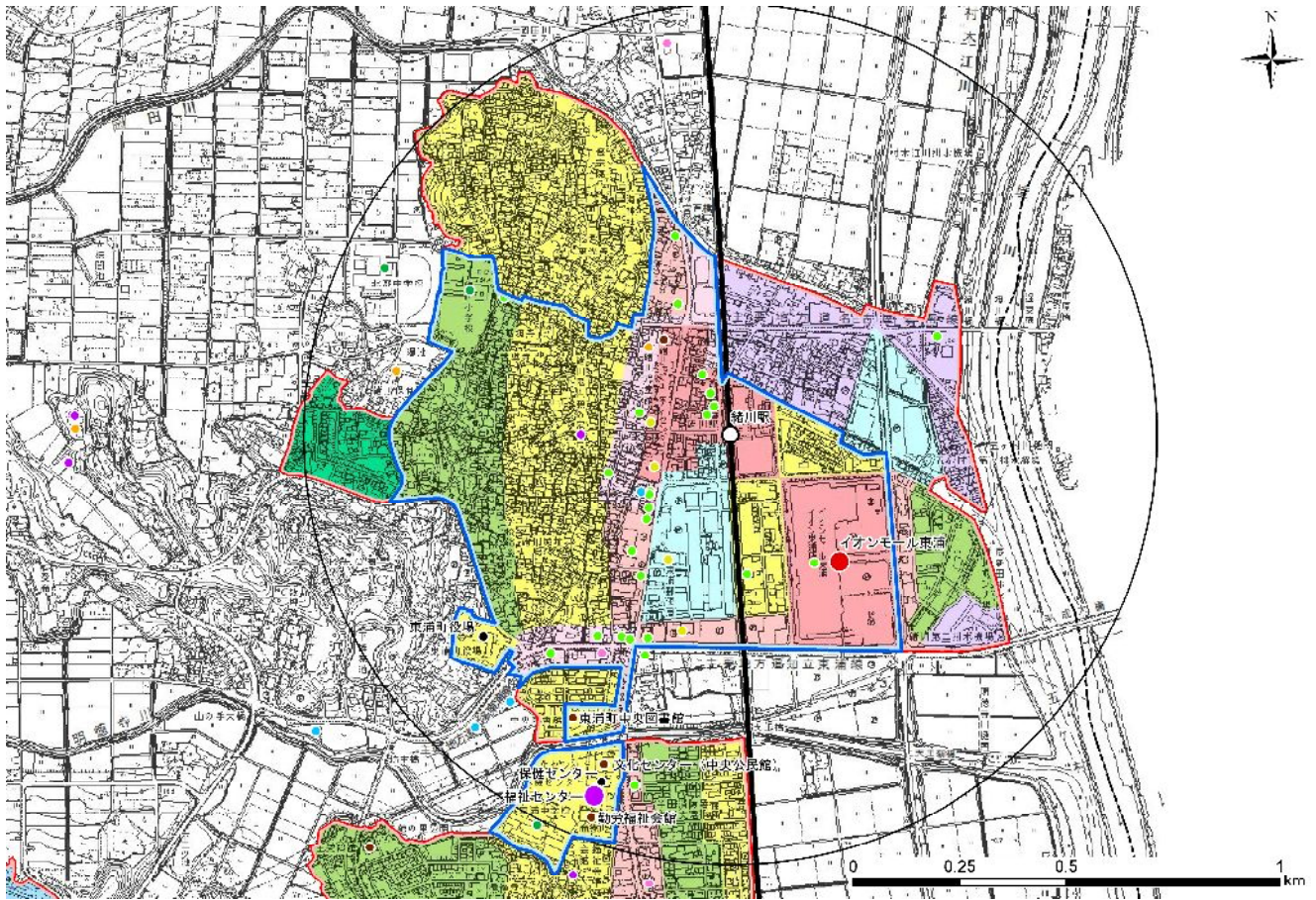
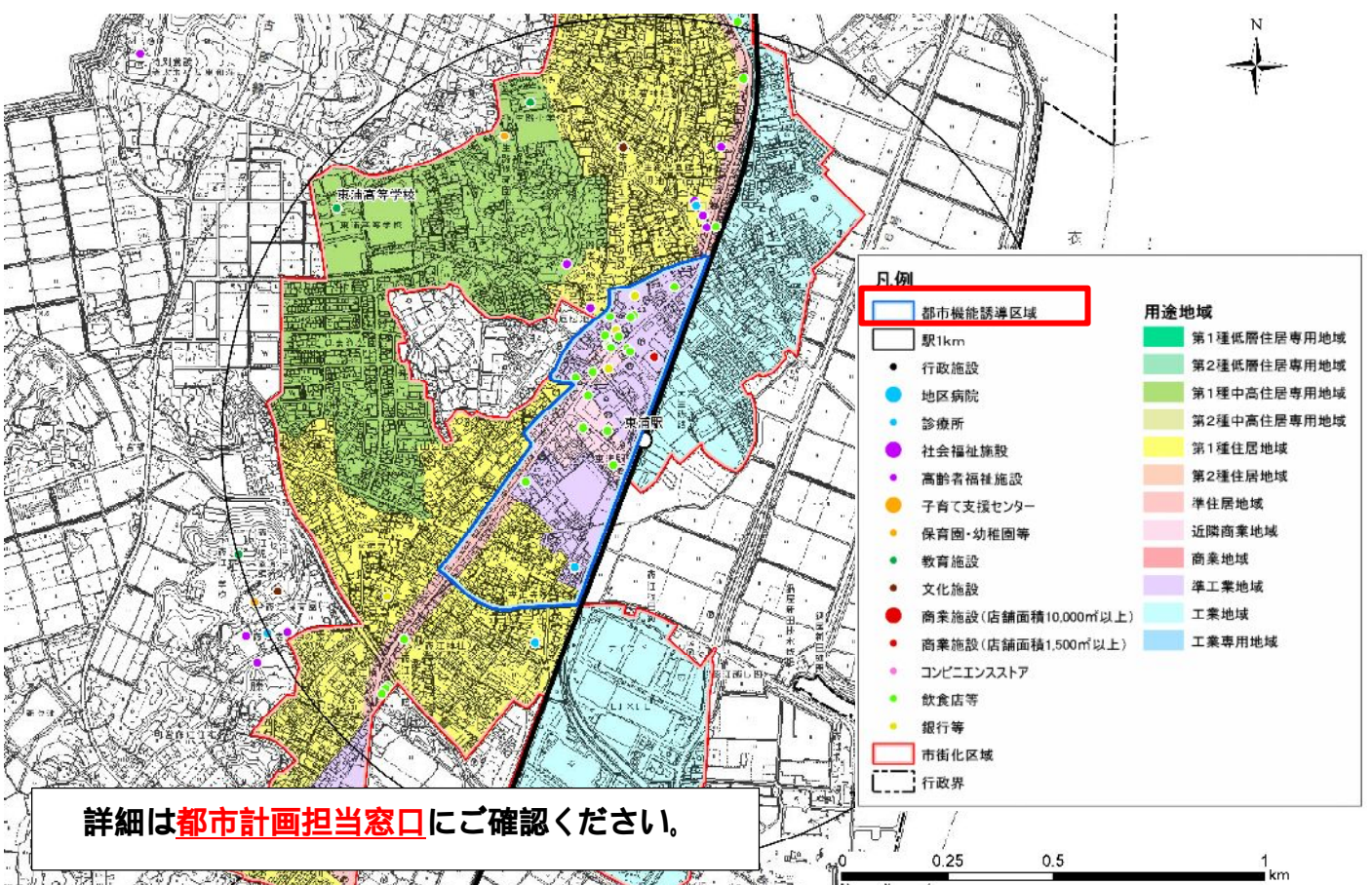


図 都市機能誘導区域（JR 東浦駅周辺）



詳細は都市計画担当窓口にご確認ください。

届出に必要な書類

届出は、以下の行為により、あらかじめ定められている届出書様式に添付図書を添えて、行為に着手する日の30日前までに提出してください。なお、届出は都市計画法第29条に基づく開発許可申請や都市計画法第43条に基づく建築許可申請、建築基準法第6条に基づく建築確認申請等と同時に又は先行して提出をお願いします。

< 居住誘導区域外で住宅等の開発行為又は建築行為を行おうとする場合 >

【届出書様式】

- 開発行為の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・届出様式 1
- 建築行為の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・届出様式 2
- 上記2つの届出内容を変更する場合・・・・・・・・・・届出様式 3

【添付書類】

- 開発行為の場合
 - ・ 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺1,000分の1以上）
 - ・ 設計図（縮尺100分の1以上）
 - ・ その他参考となるべき事項を記載した図書（位置図等）
- 建築行為の場合
 - ・ 敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺100分の1以上）
 - ・ 建築物の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺50分の1以上）
 - ・ その他参考となるべき事項を記載した図書（位置図等）
- 上記2つの届出内容を変更する場合
 - ・ 当初の届出行為より、変更に係るもののみ添付

以下に掲げる行為については、届出を要しない場合があります。

- ・ 軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- ・ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・ 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

< ②都市機能誘導区域外で誘導施設の開発行為又は建築行為を行おうとする場合 >

【届出書様式】

- 開発行為の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・届出様式 4
- 建築行為の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・届出様式 5
- 上記2つの届出内容を変更する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・届出様式 6

【添付書類】

- 開発行為の場合
 - ・ 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1,000 分の 1 以上）
 - ・ 設計図（縮尺 100 分の 1 以上）
 - ・ その他参考となるべき事項を記載した図書（位置図等）
- 建築行為の場合
 - ・ 敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺 100 分の 1 以上）
 - ・ 建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 50 分の 1 以上）
 - ・ その他参考となるべき事項を記載した図書（位置図等）
- 上記2つの届出内容を変更する場合
 - ・ 当初の届出行為より、変更に係るもののみ添付

< 都市機能誘導区域内で誘導施設の休廃止をしようとする場合 >

【届出書様式】

- 誘導施設を休止・廃止する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・届出様式 7

【添付書類】

- 誘導施設を休止・廃止する場合
 - ・ 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1,000 分の 1 以上）

以下に掲げる行為については、届出を要しない場合があります。

- ・ 軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- ・ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・ 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

届出様式 - 1

(都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第1号関係 様式第10)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。 年 月 日 東浦町長 様 届出者住所 氏名 連絡先 - -		
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 住宅等の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	住宅戸数： 戸

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

届出様式 - 2

(都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第2号関係 様式第11)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; margin-right: 10px;"> <div style="margin-bottom: 10px;">住宅等の新築</div> <div style="margin-bottom: 10px;">建築物を改築して住宅等とする行為</div> </div> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">}</div> <div style="text-align: center;"> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p>建築物の用途を変更して住宅等とする行為</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p>東浦町長 様</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">届出者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">連絡先 - -</p>	
<p>1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積</p>	<p>土地の所在、地番： 地 目： 面 積： 平方メ - トル</p>
<p>2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途</p>	
<p>3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途</p>	
<p>4 その他必要な事項</p>	<p>戸 数： 戸</p> <p>工事の着手予定年月日： 年 月 日</p> <p>工事の完了予定年月日： 年 月 日</p>

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

届出様式 - 3

(都市再生特別措置法施行規則第38条第1項関係 様式第12)

行為の変更届出書

年 月 日

東浦町長 様

届出者住所

氏名

連絡先 - -

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

届出様式 - 4

(都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第1号関係 様式第18)

開発行為届出書

<p>都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により 届 け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>東浦町長 様</p> <p style="text-align: center;">届出者住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">連絡先 - -</p>		
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メ - トル
	3 建 築 物 の 用 途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

届出様式 - 5

(都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第2号関係 様式第19)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、</p> <p> { 誘導施設を有する建築物の新築 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 </p> <p>建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為</p> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>東浦町長 様</p> <p style="text-align: center;">届出者住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">連絡先 - -</p>	
<p>1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更しようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積</p>	<p>土地の所在、地番： 地 目： 面 積： 平方メ - トル</p>
<p>2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途</p>	
<p>3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途</p>	
<p>4 その他必要な事項</p>	<p>工事の着手予定年月日： 年 月 日 工事の完了予定年月日： 年 月 日</p>

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

届出様式 - 6

(都市再生特別措置法施行規則第55条第1項関係 様式第20)

行為の変更届出書

年 月 日

東浦町長 様

届出者住所

氏名

連絡先 - -

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

届出様式 - 7

(都市再生特別措置法施行規則第55条の2 関係 様式第21)

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

東浦町長 様

届出者住所

氏名

連絡先 - -

都市再生特別措置法第108条の2 第1項の規定に基づき、誘導施設の(休止・廃止)について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止(廃止)しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
名称：
用途：
所在地：
- 2 休止(廃止)しようとする年月日 年 月 日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 休止(廃止)に伴う措置
(1) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

(2) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

届出様式 - 1

(都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第1号関係 様式第10)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

元号 年 月 日
東浦町長 様

届出者住所 知多郡東浦町大字 字
氏名 東浦 太郎
連絡先 - -

1 開発区域に含まれる地域の名称 知多郡東浦町大字 字
2 開発区域の面積 平方メートル
3 住宅等の用途 一戸建ての住宅
4 工事の着手予定年月日 元号 年 月 日
5 工事の完了予定年月日 元号 年 月 日
6 その他必要な事項 住宅戸数： 戸

開発行為の概要

・届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入してください。
・届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入してください。

行為に着手する30日前の日を記入してください。

開発区域の所在地(地番)を記入してください。

建築基準法に基づく用途を記入してください。

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

届出様式 - 3

(都市再生特別措置法施行規則第38条第1項関係 様式第12)

行為の変更届出書

行為に着手する30日前の日を
記入してください。

東浦町長 様

元号 年 月 日

- ・届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入してください。
- ・届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入してください。

届出者住所 知多郡東浦町大字 字

氏名 東浦 太郎

連絡先 - -

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 元号 年 月 日

2 変更の内容

・戸数の変更

[変更前] 共同住宅 戸 [変更後] 一戸建ての住宅 戸

届出事項のうち変更する
項目と、変更前・変更後
の内容が分かるように記
入してください。

3 変更部分に係る行為の着手予定日 元号 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 元号 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

届出様式 - 4

(都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第1号関係 様式第18)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により 届
 け出ます。

元号 年 月 日
 東浦町長 様

行為に着手する30日前の日を
 記入してください。

届出者住所 知多郡東浦町大字 字
 氏名 東浦 太郎
 連絡先 - -

・届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入してください。
 ・届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を
 記入してください。

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	知多郡東浦町大字 字
	2 開発区域の面積	平方メ - トル
	3 建築物の用途	大学
	4 工事の着手予定年月日	元号 年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	元号 年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

届出様式 - 5

(都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第2号関係 様式第19)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

該当する項目を囲んでください。

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築

建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為

建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

元号 年 月 日

東浦町長 様

行為に着手する30日前の日を記入してください。

・届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入してください。
 ・届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入してください。

届出者住所 知多郡東浦町大字 字

氏名 東浦 太郎

連絡先 - -

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在、地番：知多郡東浦町大字 字 地目：宅地 面積： 平方メ - トル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	商業施設（店舗面積10,000㎡以上）
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	工事の着手予定年月日： 元号 年 月 日 工事の完了予定年月日： 元号 年 月 日

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

届出様式 - 6

(都市再生特別措置法施行規則第55条第1項関係 様式第20)

行為の変更届出書

行為に着手する30日前の日を
記入してください。

元号 年 月 日

東浦町長 様

・届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入してください。
・届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入してください。

届出者住所 知多郡東浦町大字 字
氏名 東浦 太郎
連絡先 - -

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 元号 年 月 日

2 変更の内容

・商業施設 店舗面積の変更

[変更前] 平方メートル [変更後] 平方メートル

届出事項のうち変更する
項目と、変更前・変更後
の内容が分かるように記
入してください。

3 変更部分に係る行為の着手予定日 元号 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 元号 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

届出様式 - 7

(都市再生特別措置法施行規則第55条の2 関係 様式第21)

誘導施設の休廃止届出書

元号 年 月 日

東浦町長 様

・届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入してください。
 ・届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入してください。

届出者住所 知多郡東浦町大字 字

氏名 東浦 太郎

連絡先 - -

都市再生特別措置法第108条の2 第1項の規定に基づき、誘導施設の(休止・廃止)について、下記により届け出ます。

記

該当する項目を囲んでください。

- 1 休止(廃止)しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
 名称：
 用途：
 所在地：知多郡東浦町大字 字
- 2 休止(廃止)しようとする年月日 元号 年 月 日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 休止(廃止)に伴う措置
 - (1) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 事務所
 - (2) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

届出に関するQ&A

- Q1 . 届出の開始日はいつからですか。
A 計画を公表したとき（令和5年4月1日）からです。
- Q2 . 着工する30日前とはいつですか。
A 工事着手予定日の30日前です。
- Q3 . 着手する30日前までに提出が必要となっていますが、計画公表から30日以内に工事に着手する場合（例えば、4月15日に着手する場合）計画公表前ですが、届出が必要ですか。
A 事前相談時にご相談ください。なお、事前相談は、行為に着手する30日前までをお願いします。または、計画公表後、すみやかに届出をお願いします。
- Q4 . 届出対象区域と対象外の区域の両方を含めた敷地の場合、届出は必要ですか。
A 敷地が届出対象区域の内外にわたる場合、届出対象区域内での建築・開発が届出要件を満たせば届出の対象となります。
- Q5 . 複合施設において、一部に誘導施設を含む場合は対象となるのですか。
A 一部でも誘導施設を有する場合は対象となります。
- Q6 . 1つの建築物で、複数の誘導施設を有する建築物を建築する場合、届出はそれぞれ施設ごとに必要ですか。
A 誘導施設が1つの建築物に集約されている場合は、届出は1つで結構です。
- Q7 . 開発行為等に届出を行った場合でも、建築行為時に届出は必要ですか。
A 開発行為、建築行為のそれぞれについて届出が必要です。
- Q8 . 3戸の建売住宅を同時期に建築する予定ですが、届出の対象となりますか。
A 届出者及び着手日が同一で、隣接する土地に建築する場合には、届出の対象となります。
- Q9 . 開発許可申請や確認申請の提出の前後関係はどのようにすればよいですか。
A 法的な前後関係の定めはありませんが、届出制度は、開発行為等を事前に町が把握し、（誘導区域へと誘導するための）国の支援等の情報提供などを行うためのものですので、開発許可申請や確認申請等に先立ち届出をお願いします。
- Q10 . 届出に係る事項に変更が生じた場合はどのようにすればよいですか。
A 変更に係る行為に着手する30日前までに所定の様式により届出をお願いします。
- Q11 . 届出をしなかった場合、罰則はありますか。
A 届出をしないで、又は虚偽の届出をして届出対象行為を行った場合は、30万円以下の罰金に科せられる場合があります。（都市再生特別措置法第130条）